

植物防疫法施行規則及び関係告示の一部改正について

平成28年5月
消費・安全局植物防疫課

1 改正の趣旨

(1) 植物防疫法（昭和25年法律第151号。以下「法」という。）においては、有害動物及び有害植物（以下「有害動植物」という。）のうち、まん延した場合に有用な植物に損害を与えるおそれがあるものを検疫有害動植物と指定し、輸入検疫措置を実施している。具体的には、科学的な根拠に基づく有害動植物のリスクアナリシス（以下「リスクアナリシス」という。）の結果に従って、

① 検疫有害動植物の指定（法第5条の2第1項）

まん延した場合に有用な植物に損害を与えるおそれがある有害動植物であって、国内に存在することが確認されていないもの、又は既に国内の一部に存在し、かつ、国により防除が実施されているものを検疫有害動植物（以下「検疫有害動植物」という。）として指定すること

② 輸出国での栽培地検査（法第6条第2項）

輸入時の検査では発見が困難であるが栽培地における検査では発見が容易である検疫有害動植物の寄主植物について、特定の地域から輸入される場合は、栽培地検査（当該植物の栽培地において輸出国の政府機関により行われる検疫有害動植物の付着の有無の検査をいう。以下同じ。）の結果当該検疫有害動植物が付着していないことを確認等した旨を記載した検査証明書の添付を必要とすること

③ 輸入の禁止（法第7条第1項）

輸入時の検査では発見が極めて困難であるなど特にリスクの高い検疫有害動植物の寄主植物について、特定の地域から輸入される場合は、原則として輸入の禁止の対象とすること

④ 廃棄、消毒等の処分（法第9条第1項）

輸入時の検査の結果、検疫有害動植物の付着があった場合は、植物の廃棄、消毒等の処分を行うこと

等の輸入検疫措置を実施している。

また、国内に侵入している検疫有害動植物のまん延を防止するため、特定の地域内にある当該検疫有害動植物の寄主植物については、他の地域への移動制限や移動禁止等の国内検疫措置を実施している（法第16条の2第1項及び第16条の3第1項）。

(2) 上記の検疫措置については、効果的かつ効率的な植物検疫措置を実施するため、我が国における輸入植物の種類や輸出国が増加・多様化していることを踏まえた定期的なリスクアナリシスを行い、その結果に基づいて継続的・段階的に内容を見直すこととしている。

今般、その一環として植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）及び関係告示について所要の改正を行うこととする。

2 改正の内容

(1) 検疫有害動植物の指定（規則第5条の2及び別表1関係）

検疫有害動植物については、規則別表1において、

- ① まん延した場合に有用な植物に損害を与えることが明らかであるもの（規則別表1第1の1及び第2の1）
- ② まん延した場合に有用な植物に損害を与えるおそれがないことが確認されていないものとして農林水産大臣が指定するもの（規則別表1第1の2及び第2の2）

に区分して定めている。②については、その具体的内容を平成23年3月7日農林水産省告示第542号（以下「指定告示」という。）において、

ア リスクアナリシスが終了していない有害動植物については、暫定的に検疫有害動植物として規定し（指定告示第1号の表の1及び第2号の表の1）、

イ アの有害動植物に属するもののうち、リスクアナリシスが終了し、輸入検疫措置を講ずることが不要と判断された有害動植物については、まん延した場合に有用な植物に損害を与えることが確認されていない有害動植物から除かれる有害動植物（以下「非検疫有害動植物」という。）として規定している（指定告示第1号の表の2及び第2号の表の2）。

今回、規則別表1及び指定告示について、リスクアナリシスの結果に基づき、必要な見直しを行うこととする。

(2) 栽培地検査の対象とする地域、植物及び検疫有害動植物の組合せ（規則第5条の4及び別表1の2関係）について、リスクアナリシスの結果に基づき、また、国名変更に伴い、必要な見直しを行うこととする。

(3) 輸入の禁止の対象とする地域及び植物の見直し（規則第9条、別表2及び別表2の2関係）

輸入の禁止の対象とする地域及び植物について、

- ① 規則別表2において、全面的に輸入の禁止の対象とする地域及び植物を規定し、
- ② 規則別表2の2において、一定の基準（以下「除外基準」という。）を満たす場合を除き輸入の禁止の対象とする地域及び植物並びに除外基準を規定している。

今回、規則別表2及び規則別表2の2について、リスクアナリシスの結果に基づき、また、国名変更に伴い、必要な見直しを行うこととする。

(4) 廃棄、消毒等の処分の対象とする検疫有害動植物

輸入検疫措置の具体的な手続等については、輸入植物検疫規程（昭和25年7月8日農林省告示第206号。以下「規程」という。）で定めており、輸入時の検査の結果、検疫有害動植物（規則別表2に掲げるものを除く。）が発見された場合における廃棄、消毒等の処分の内容については、規程別表第2において規定している。

今回の改正においては、(1)の見直しに伴い、廃棄、消毒等の処分の対象とする検疫有害動植物について、規程別表第2の必要な見直しを行うこととする。

(5) 国内において移動制限及び移動禁止の対象となる検疫有害動植物の寄主植物の組合せ（規則第35条の2、第35条の4及び別表3関係並びに第35条の7及び別表6関係）

(3) の見直しに伴い、国内での移動制限及び移動禁止の対象とする植物について、規則別表3及び別表6について、必要な見直しを行うこととする。

(6) その他関連告示（規則別表2の農林水産大臣が定める基準）

(3) の見直しに伴い、規則別表2の農林水産大臣が定める基準（「オランダ王国産おらんだいちご、きゅうり、とうがらし、トマト、なす、ぶどう、ペポかぼちゃ及びメロンの生果実に係る農林水産大臣が定める基準（平成5年1月27日農林水産省告示第81号）」等）について、必要な見直しを行うこととする。

3 施行期日

植物検疫措置の新たな導入及び改正に伴い規制を強化する場合は、国際的な取決めにより一定の周知期間を設ける必要があることから、公布の日から起算して6月を経過した日とする。

ただし、2の(2)の栽培地検査に係る改正については、更に各国の栽培時期を考慮し、公布の日から起算して1年を経過した日とする。また、非検疫有害動植物の指定、規制の対象地域や対象植物の削除等に係る改正については、規制を緩和するものであり、各国との関係で速やかな施行が望ましいことから、公布の日とする。